明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

倫理法

第五条第三項又は第四項の同意に関する文書	各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることの同意の文書 行政執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることの同意の文書 これらの同意の申請の文書	三十年	
第五条第五項の届出の文書	行政執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めた場合の主務大臣への届出の文書		
第六条第二項の贈与等報告書の写し	審査会に送付された贈与等報告書の写し	五年	
第七条第二項の株取引等報告書の写し	審査会に送付された株取引等報告書の写し		
第八条第三項の所得等報告書等の写し	審査会に送付された所得等報告書等の写し		
第四十二条第三項の要求の文書	特殊法人等が講ずる施策についての報告の要求の文書 特殊法人等が講ずる施策について監督上必要な措置を講ずることの要求の文書		
第四十二条第三項の報告の文書	特殊法人等が講ずる施策についての報告の文書		
第三十九条第二項の指示の文書	行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備についての指示の文書	三年	
第九条第二項ただし書の認定に関する文書	贈与等報告書の閲覧を請求することができない部分の認定の文書 当該認定の申請の文書	認定の必要がなくなる日に係る特定日以後三年	
第二十二条、第二十三条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第二項の報告の文書	調査の端緒に係る報告の文書 任命権者による調査の経過の報告の文書 任命権者による調査の結果の報告の文書 懲戒処分の勧告に係る措置の報告の文書	懲戒処分が行われる日（懲戒処分が行われない場合にあっては、倫理法第二十三条第三項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の報告又は第三十一条の通知の日）に係る特定日以後三年	
第二十三条第一項、第二十五条、第二十八条第二項又は第三十一条の通知の文書	任命権者による調査を行おうとする場合の審査会への通知の文書 共同調査を行う旨の任命権者への通知の文書 審査会による調査の開始を決定した場合の任命権者への通知の文書 審査会による調査を終了した場合の任命権者への通知の文書 審査会が懲戒処分を行った場合の任命権者への通知の文書		
第二十三条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第一項の要求の文書	任命権者による調査の経過の報告の要求の文書 任命権者による調査の要求の文書		

廃棄